

# ○車両の使用制限の取扱いに関する訓令

昭和 53 年 12 月 1 日

本部訓令第 9 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 処分事案の報告及び上申（第 6 条—第 8 条）
- 第 3 章 上申書の審査等（第 9 条—第 12 条）
- 第 4 章 処分の量定等（第 13 条・第 14 条）
- 第 5 章 聴聞（第 15 条）
- 第 6 章 処分の執行等（第 16 条—第 20 条）
- 第 7 章 標章の除去（第 21 条・第 22 条）
- 第 8 章 記録等の保存（第 23 条）
- 附 則

## 第 1 章 総則

### （趣旨）

第 1 条 この訓令は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「政令」という。）並びに関係規程により、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う車両の使用制限に関する事務を迅速かつ適正に行うため、その手続について必要な事項を定めるものとする。

### （用語の意義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両の使用者　車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のこと。
- (2) 放置違反金納付命令　法第 51 条の 4 第 4 項本文に規定する納付命令をいう。
- (3) 過積載運転行為　法第 58 条の 3 第 1 項に規定する過積載をして車両を運転する行為をいう。
- (4) 使用制限　法第 75 条第 2 項又は第 75 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により、公安委員会が車両の使用者に対して車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。
- (5) 処分対象行為　政令第 26 条の 6 各号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる使用者等の違反行為をいう。
- (6) 処分事情　政令第 26 条の 6 第 2 号の表の下欄に掲げる事情をいう。
- (7) 違反行為関係累計点数　政令第 26 条の 7 第 1 項に規定する違反行為関係累計

点数をいう。

- (8) 政令基準 政令第26条の6又は第26条の7に規定する使用制限に関する基準をいう。
- (9) 標章 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条の15に規定する様式の標章をいう。
- (10) 処分事案 処分対象行為、処分事情、違反行為関係累計点数に係る事案をいう。
- (11) 事業所 処分事案に係る自動車の使用の本拠をいう。
- (12) 送致警察署長等 処分対象行為に係る事件を送致することとなる警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長をいう。
- (13) 管轄警察署長 使用制限の処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長をいう。

(適正な事務処理)

第3条 使用制限に関する事務処理に当たつては、警察署及び警察本部における事務処理体制を整備するとともに、関係各所属間相互の連絡体制の緊密化を図り、適正かつ能率的な事務処理に努めるものとする。

(処分の迅速な処理)

第4条 使用制限は、企業等の活動に伴う道路交通上の危険を排除するとともに、将来における道路交通の危険の防止を図ることを目的として行うものであるから、使用制限に関する処分事由が生じたときは、速やかに処理するものとする。

(関係都道府県警察との連絡、協力)

第5条 処分事案の移送及び使用制限に係る処分執行依頼等に関する事務は、関係都道府県警察と緊密な連絡と協力のもとに行うものとする。

## 第2章 処分事案の報告及び上申

(処分事案の報告)

第6条 警察官は、交通違反事件を検挙若しくは告知したとき又は交通事故事件捜査の過程において下命又は容認に係る処分事案に該当すると認める事案を認知したときは、速やかに車両使用制限命令事案報告書（別記様式第1号）を作成するとともに、当該処分事案に係る交通反則切符、交通切符、捜査報告書、その他の捜査書類等を添付して所属長に報告しなければならない。

- 2 放置関係使用制限命令に係る使用制限については、法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たしており、当該都道府県内に当該車両の使用の本拠があると認められる場合に、交通部交通指導課（以下「主管課」という。）において、使用制限命令の手続を進めるものとする。この場合において、交通部交通指導課長（以下「主管課長」という。）は、放置車両使用制限命令事案報告書（別記様式第2号）を作成し、事案の処理の経緯を明らかにしておかなければならない。

(調査及び事案の引継ぎ)

第7条 前条第1項による報告を受けた所属長は、当該報告に基づいて処分事案の事実の認定について必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査を行つた所属長が送致警察署長等以外の所属長であるときは、速やかに当該処分事案を送致警察署長等に引き継ぐものとする。

(下命又は容認に係る処分事案の上申)

第8条 送致警察署長等は、車両使用制限事案上申書（別記様式第3号。以下「上申書」という。）を作成のうえ、主管課長に送付して使用制限の処分上申をするものとする。

2 処分事案の上申に当たつては、次の各号に掲げるところにより、当該事案の事実の証明に必要な関係書類を添付して行うものとする。この場合において、関係書類は、当該処分事案の内容に応じ、その全部又は一部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

- (1) 交通反則切符 2枚目（交通事件原票）の写し
- (2) 交通切符 2枚目（交通事件原票）の写し
- (3) 行政処分原票の写し
- (4) 人身事故用行政処分原票の写し
- (5) 捜査報告書の写し
- (6) 送致書の写し
- (7) 供述調書（被疑者、参考人）の写し
- (8) 実況見分調書の写し
- (9) 処分事案に使用した自動車の自動車検査証の写し
- (10) その他処分事案の事実の証明に必要な資料（指示後の違反行為に係る処分事案の上申）

第3章 上申書の審査等

(上申書等の審査)

第9条 主管課長は、処分事案に係る上申書及び関係書類を受理したときは、当該事案について処分事案の事実の認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるか否かを審査するものとする。

(処分事案の移送等)

第10条 主管課長は、前条による審査の結果、処分事案に該当すると認められるもののうち、事業所の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、車両使用制限事案移送通知書（別記様式第4号）を作成し、上申書及び関係書類を添付して当該都道府県公安委員会に移送するものとする。

(事業所カードの作成及び保管)

第11条 主管課長は、送付された処分事案（他の都道府県公安委員会に移送したものと除く。）及び他の都道府県公安委員会から移送を受けた処分事案について、事

業所カード（別記様式第5号）を作成し、保管整理するものとする。この場合において、事業所カードがすでに作成保管されているときは、新たに上申のあつた処分事案に係る事項を当該カードに記入するものとする。

（移送関係簿冊等）

## 第12条 削除

### 第4章 処分の量定等

（処分量定）

第13条 主管課長は、第11条の規定による事業所カードを作成した処分事案について、当該カードの記載内容に基づき政令基準に該当するか否かを審査し、政令基準に該当するものであるときは、車両の使用制限に係る処分量定の細目基準に関する内規（平成2年山口県公安委員会内規第3号）に定めるところにより点数計算のうえ、使用制限に係る処分（以下「処分」という。）の量定を行うものとする。

2 放置関係使用制限命令に係る車両の使用制限については、次の事項を確認のうえ、処分の量定を行うものとする。

- (1) 基準該当車について、警察庁からの通報を受理した主管課は、当該車両に係る放置違反金納付命令書、使用制限書の記録を取り寄せ、当該通報に誤りがないことを確認すること。
- (2) 前号の規定により、通報に誤りがないことを確認した場合は、当該基準該当車の使用者、使用の本拠の位置等について、変更がされていないかどうか、自動車登録ファイル等を再確認すること。

（運輸局長等に対する通知及び意見聴取）

第14条 主管課長は、前条の定めるところにより、処分量定を行つた処分事案について当該事案の自動車の使用者が、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条の規定による自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者（以下「事業者」という。）であるときは、車両の使用制限命令に関する意見照会書（別記様式第8号）により運輸支局長を経由して、国土交通大臣又は運輸局長に対して通知し、法第75条第3項（法第75条の2第2項において準用する場合を含む。）に定める意見を聴く手続を行わなければならない。

2 主管課長は、処分を行つた場合は、その旨を運輸局長に通知しなければならない。

### 第5章 聽聞

（聴聞手続）

第15条 主管課長は、処分事案について処分量定を行つた場合は、法第75条第2項関係は車両使用制限処分伺書（別記様式第9号。以下「使用制限処分伺書」という。）を作成し、法第75条の2第2項関係は放置車両使用制限処分伺書（別記様式第10号）を作成し、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公

安委員会規則第26号)に定めるところにより、公安委員会の聴聞に対する手続を行わなければならない。

- 2 聽聞通知書の発出に当たつては、あらかじめ、当該使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令の原因となつた違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙(以下「反則告知等」という。)を受けていないかどうかを確認し、反則告知等を受けている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示をしばらく保留して、放置違反金納付命令が取り消されることとなるかを見極めなければならない。
- 3 使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者(以下「当事者」という。)に聴聞通知書を送付(交付)したときは、受領書(別記様式第11号)を徴することとする。
- 4 聽聞の期日及び場所の公示は、別記様式第12号により行うこと。  
なお、当事者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項に規定する方法によって行うときは、当該通知を公示と兼ねて行うことができる。この場合において、当該公示については、別記様式第13号により行うこととする。
- 5 聽聞後、処分決定前に、処分対象車両の使用の本拠の位置が他の都道府県に移転された場合は、車両使用制限事案移送通知書を作成し、当該都道府県公安委員会に事案を関係書類と共に送付することとする。
- 6 他の都道府県公安委員会から事案の送付を受けた場合は、処分決定に先立ち、改めて聴聞を行わなければならない。
- 7 主管課長は、聴聞手続を行った結果、処分の決定があつた場合は、使用制限処分伺書に処分期間等必要事項を記入し、使用制限聴聞台帳として整理保管するものとする。

## 第6章 処分の執行等

### (処分の執行指示)

第16条 主管課長は、処分事案について公安委員会の処分が決定したとき、又は他の都道府県公安委員会から処分の執行依頼があつたときは、次の各号に掲げるところにより処分の執行手続を行うものとする。

- (1) 公安委員会の処分については、山口県道路交通規則(昭和47年山口県公安委員会規則第3号)第15条の2に定める車両使用制限書(以下「使用制限書」という。)及び車両使用制限処分執行指示書(別記様式第14号。以下「処分執行指示書」という。)を作成し、標章とともに管轄警察署長に送付すること。
- (2) 他の都道府県公安委員会から処分の執行依頼があつた場合は、処分執行指示書を作成し、送付を受けた使用制限書及び標章を管轄警察署長に送付すること。  
(処分の執行)

第17条 前条の処分の執行指示を受けた管轄警察署長は、次の各号に掲げるところ

により速やかに処分を執行するとともに処分の執行報告を行うものとする。

(1) 使用制限書の命令の年月日を記入し、当該処分に係る使用者（以下「被処分者」という。）に対して、口頭で処分理由を告げ、使用制限書を交付すること。

(2) 標章の期間の年月日を記入し、当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所に標章を貼り付けること。

（処分の執行報告）

第18条 管轄警察署長は、前条により処分を執行したときは、車両使用制限処分執行報告書（別記様式第16号。以下「処分執行報告書」という。）に必要事項を記入したうえ、主管課長に当該処分執行報告書を送付するものとする。

2 主管課長は、前項の処分執行報告書の送付を受けた場合において、当該処分が他の都道府県公安委員会からの処分依頼によるものであるときは、当該処分執行報告書を処分の執行依頼を行つた公安委員会に送付するものとする。

（処分の執行依頼）

第19条 主管課長は、公安委員会の処分が決定した後に、当該処分に係る事業所が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更されたとき、又は対象車両の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更されたときは、車両使用制限処分執行依頼書（別記様式第17号）を作成し、処分に係る関係書類を当該公安委員会に送付して処分の執行依頼の手続を行うものとする。

（事業所カードの記入）

第20条 主管課長は、管轄警察署長から送付された処分執行報告書を受理したときは、事業所カードの所定の欄に処分結果に関する事項を記入するものとする。

## 第7章 標章の除去

（処分期間終了による標章の除去）

第21条 管轄警察署長は、使用制限の処分期間が終了したときは、第17条第1項第2号の規定により貼り付けた標章を速やかに除去するとともに、車両使用制限標章除去報告書（別記様式第19号）を作成し、主管課長に送付するものとする。

（申請による標章の除去）

第22条 標章の除去申請の受理に関する事務については、次の各号に掲げるところにより、管轄警察署長が行うものとする。

(1) 標章を貼り付けられた車両について、当該車両を買い受けた者、その他当該車両の使用について権原を有する第三者から当該標章の除去について申請がなされた場合は、標章除去申請書（府令別記様式第5の4）のほかに、次の書類を添付又は提示させること。

ア 申請者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、住民票の写し、住民基本台帳カード又は個人番号カード

イ 申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合にあっては、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行す

## る身分を証明する書類

- ウ 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- エ 申請に係る車両が自動車である場合にあっては、自動車検査証の写し
- オ 申請に係る車両が自動車である場合にあっては、車庫証明書の写し
- カ 申請に係る車両の使用について権原を有することを証明する書類（申請に係る車両の売買契約書、賃貸借契約書等）
- キ 命令の期間における申請に係る車両の使用に関し、標章除去申請書と当該命令に係る使用者との法律関係を明らかにする書類（被処分者に使用させない旨の申請者の契約書を含む。）

(2) 管轄警察署長は、標章の除去申請を受理した場合は、標章除去申請書及び添付書類（以下「標章除去申請書等」という。）を主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、管轄警察署長から標章除去申請書等の送付を受けたときは、速やかに添付された書面について審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権原を有するものであり、かつ、当該車両を被処分者に使用させることがないことを確認した場合は、管轄警察署長に連絡して当該標章を除去させるものとする。

3 主管課長は、標章を除去させた場合は、その状況を公安委員会に報告するものとする。

4 主管課長は、管轄警察署長から送付を受けた標章除去申請書等について、申請が内容的に不適格であると認めるときは、公安委員会の審査に付したうえ、当該申請について拒否の手続を行うものとする。

## 第8章 記録等の保存

### （処分記録等の保存）

第23条 主管課長は、事業所カード及び処分に係る書類を、3年間保存しなければならない。